

企業関係法

概 要	民間企業に就職を希望する学生が、仕事に必要な法的知識を習得するための副専攻です。専門基礎科目(法学概論・民事裁判入門)、民法・商法・経済法などの私法系科目、及び雇用関係法を学びます。
対 象	法学類以外の学生
修了要件	22単位以上修得すること。

科 目 名	開講学類	単位数	備 考
法学概論	法学類	2	
民事裁判入門		2	
民法第一部		4	
商法総則・商行為法		4	
民法第二部		4	
会社法第一部		2	
民法第三部		4	
会社法第二部		4	
知的財産法		4	
経済法		4	
民法第四部		4	
国際経済法		2	
雇用関係法		4	

履修上の注意

- ・民法第一部は総則、第二部は物権・担保物権、第三部は債権法総論、第四部は債権法各論に相当しますが、第一部は民法全体に関連するので、最初に履修することが望ましい科目です。また、民法第四部は第三部を履修した後でないとう理解することが難しいでしょう。
- ・商法系科目(「商法総則・商行為法」「会社法第一部」「会社法第二部」)は、民法総則を履修した後でないとう理解することが難しく、また、会社法第二部は第一部を履修した後でないとう理解することが難しいでしょう。
- ・履修登録の際には、各科目のシラバスの「対象学生」欄をよく確認してください。2年生向けの科目は2年生以上にならないと、3・4年生向けの科目は3年生以上にならないとう受講することはできません。